

## 吉備町・金屋町・清水町合併協議会会議運営規程

### (趣旨)

第1条 吉備町・金屋町・清水町合併協議会規約（以下「規約」という。）第9条第2項の規定に基づき、吉備町・金屋町・清水町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の同意があった場合は、非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

### (議長及び委員の責務)

第3条 議長はその職に当たり、迅速かつ能率的に会議を運営するように努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

3 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

### (会議録の調製等)

第4条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前各号に署名する委員は、3町からの委員各1名ずつとし、議長が会議において指名する。

### (会議録等の公開)

第5条 会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）は、原則として公開する。

2 会議録等の公開は、協議会の事務局及び各町総務課において閲覧により行うとともに、協議会が運営するインターネットのホームページにおいても公開するものとする。

### (傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(規律)

第7条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他の議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月5日から施行する。